

令和7年2月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和7年2月5日
武雄市農業委員会

令和7年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年2月5日（水）
 （開会）13時30分 （閉会）14時48分
2. 場 所 東川登公民館会議室
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
 - 議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について
 - 議案第5号 武雄市非農地証明願について 4件
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 2件
 - 報告第2号 非農地判断について

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局 定刻になりましたので、令和7年2月の農業委員会総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

- 会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和7年2月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、8番 笠原 勝廣 委員、16番 渡邊 千枝子 委員
を指名します。
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 1月総会審議後の転用許可状況について報告。

- 会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等ございませんか。
(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

- 会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

- 事務局 議案第1号についてご説明いたします。資料は、議案書の1ページからです。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。
申請番号1番と2番は譲受人が同一人物で、1番と2番の申請農地も隣り合っていて、一枚の田となっています。
申請番号1番、権利の内容は、所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆で1.73平米。譲渡人は、耕作する者がいないため譲りたい。譲受人は、自宅の目の前なので譲り受けたいということで、申請がされております。農地の価格は〇〇円となっております。
申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆の121平米。譲渡人は遠方に住んでいるので、耕作管理ができない。譲受人は、自宅の目の前なので譲り受けたいということで申請がされています。農地の価格は〇〇円となっております。こちら、譲受人の方は、20年以上の農業経験があられるということで、農機具も所有されております。野菜を作られる計画でいらっしゃいます

申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆の 1,621 平米。譲渡人は市外に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで申請がされています。譲受人の方は農地は持ってらっしゃいませんが、機械については購入予定で、きゅうりハウスに働きに出ている息子さんと 2 人で野菜を耕作される予定でいらっしゃいます。農地の価格は〇〇円となっております。

申請番号 4 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆の 1,218 平米。譲渡人は高齢のため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで申請がされています。こちらの譲受人の方も、農地はお持ちではないですが、広く農業をされているお兄様のお手伝いを今までずっとされていたということです。機械の方も所有をされています。農地の価格は〇〇円となっております。

次のページに参ります。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆の 1,130 平米。譲渡人は高齢のため、耕作管理が困難になってきた。譲受人は、自宅に近く、自身が所有する農地の隣なので一体的に耕作できるということで、申請がされています。農地の価格は〇〇円となっております。

以上 5 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 5 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 1 番、2 番ですけど。〇〇の自宅の隣の土地でありまして、もともと借りて畑を作っておられまして、今度、譲り受けて、そのまま畑を作りたいということで、何の問題もなかったと思います。以上です。

会 長 他にございませんか。

〇〇番 5 番の〇〇町の案件ですけど、田んぼの形状が一枚になっている隣り合わせの田ですので、特に問題ないと思います。

会 長 ありがとうございます。
地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3

条の規定による 5 件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 5 件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 4 条 許可申請》

会 長 次に議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料は 3 ページになります。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 1 筆、1,486 平米。こちら、農振除外済の農地となります。高齢であり、後継者もいないため、植林したいということで、200 本の杉の植林を計画されております。工事完了の時期は、令和 7 年 7 月です。農地区分及び許可基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

〇〇番 問題ないと思います。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 今、地目が畑で、現況も畑なんですけど、これはもう山林に変わるわけ。

会 長 他にございませんか。

先ほど、〇〇委員さんから、畑に木を植えたら山林に変えなくてはいけな
いかという質問がございましたが、基本は変えないといけな
いと思
いますね。登記簿を変えないといけな
い。農地としてカウントしないようになりますね。

それでは、他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 1 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 1 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 4 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号について、ご説明いたします。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、144 平米。申請地隣地の宅地や雑種地もレンタル車両や重機置場及び機械整備用地として購入している。申請農地の所有者より売買の申出もあり、一体として利用するため申請に至る、ということで宅地や雑種地を含めた総面積 4,429.60 m² にレンタル用車両や重機置場を計画されております。工事完了の時期は令和 7 年 6 月 30 日となっております。
申請番号 2 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 2 筆、226 平米。平成 6 年に住宅新築時に前所有者、譲渡人のお父様になりますが、前所有者が田を嵩上げし、庭や駐車場として転用していたということで、顛末書添付での申請となっております。こちらの譲受人の方は住所は〇〇になりますが、譲渡人さん名義の空き家も一緒に購入されていて、警察犬の訓練所をされるということですが、この〇〇で、警察犬の訓練所をされるという計画があらわれます。
申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、畑 1 筆の合計、2 筆 351 平米。一軒家に親戚含め 11 人で住んでおり、現在の家が手狭なので新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は許可後 5 か月となっております。
申請番号 4 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、639 平米。こちら、農振除外済の農地となっております。現在、団地に夫婦と子ども 3 人で住んでいる。子ども二人成人となり、住居が手狭である。知人より土地を紹介してもらったので、新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は令和 7 年 9 月です。

農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

1 番を〇〇委員、2 番を〇〇委員、3 番を〇〇委員、4 番を〇〇委員にお願いいたします。まず、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番 旧消防署跡地の隣に隣接する土地で、もう何年も耕作されておられませんので、ここは問題なかったんですけど。この旧消防署跡地を建設リースの〇〇が購入して、ここで建設機械を扱うということでありまして、ただ消防署跡地の横を農業用水が通っておりまして、その下に耕作者が 3 名おられまして、この人たちが反対するというので、〇〇さんの土地よりもこちらの方に何回も呼ばれまして、〇〇の方は、ピシャットして水を流すと言われていたが、それでもと言われて、納得されないと。2 回ほどして、最終的にはもう、その水路を通さないで、川の方に流すということで、納得してもらいました。ということで〇〇さんの方は特別問題ありませんでした。以上です。

会 長 〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 これは前所有者の方がもう、この形にしてまして。端っこの方が、消防水槽を持ってらっしゃる方が、そこにもうそういうふうになってましたんで。

会 長 3 番、〇〇委員お願いします。

〇〇番 現地見に行って、雨水とか生活排水の確認をしたんですけど、特に問題はないと思いました。

会 長 4 番、〇〇委員お願いします。

〇〇番 4 番ですが、譲受人、ここに書いてあります通りに、市営団地に住まれている。これ、農振除外をもらう時に、もう大体説明している。北側の田ん中は譲渡人の田ん中なので、特別なないということで、確認印を押しました。以上です。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
質疑、何かございませんか。
〇〇番。

〇〇番 1 番の案件ですけども、この田はどのような種類の田ですか。農業振興地域とか色々あるでしょ。

- 事務局 用途地域、第3種です。用途地域内の農地です。
- 〇〇番 すいません、もう1点。これ販売価格はどのぐらい。坪あたりでも平米あたりでもいいよ。
- 事務局 この農地代金が〇〇円。
- 〇〇番 全部で。農地の分、全部で。
- 事務局 そうです。
- 〇〇番 田の部分の売買価格が〇〇円ということは、坪では。〇〇円ないぐらい。〇〇円。
- 会長 他にございませんか。
はい、〇〇委員。
- 〇〇番 1番の件。整備用地って書いてあるでしょ。〇〇。この油環境はどうなっているのか、図面は。フィルター付きか、付かないのか。恐らく、そういう意味で田ん中の持ち主がいろいろ言ってると思うんですよ。そこで何も油を使わなかったら、いいよ。
- 事務局 油水分離装置、二回通す。
- 〇〇番 フィルターは。
- 〇〇番 オイルフェンスもあるとよ。
- 〇〇番 最終的には、いろいろなんでも同じだけど、トイレの合併浄化槽にしる何にせよ、一定の期間にならんだったら、汲み取りに来ない。それと一緒になんですよ。油をまいたら、取れない。
- 〇〇番 最終的には、農業用水には流さないということで。
- 〇〇番 当然、極端に言えば、雨水とか何とか、そこの中に入れなきゃいかん場合はどこさんないと流れていく。油は表面に。だから言っている。だから、各整備工場の、売買するうちにできるでしょう。あれは全部オイルを入れる場合つけさせてるもんね、フィルターを。そうしないと、取れない、油は。
- 〇〇番 それを付帯意見で付けたら。

〇〇番 農業用水に直接雨水とかが入らないように、そこを暗渠にすると。雨水も全部あっちに流れるように。農業用水の所は止めてね。川に流すことに。水の要る時にだけ、開けるようにして、そういう話で決まっているようです。

〇〇番 保健所の許可は下りているのか。
川に落とすということは、下に流れていくことですよ。

〇〇番 オイル流さないようにすると。オイルフェンスをすると。

会 長 そこは事務局、確認してください。

〇〇番 調査委員会に入らないから。

〇〇番 平米数が広いから、宅地から何からだったら。買うのは狭いけど、田ん中は。最終的には、河川に流しますよと言われた場合、下がその流れていっている水を途中でここで拾っている。極端に言えばね。ラジエーターの水の方だったり。不凍液を流されてはさ、これ何かいうことになる。田に戻そうで。

会 長 すいません、この案件に関しては、例えば事務局に確認してもらって、次の時に報告してもらっていいですか。

〇〇番 どういうふうにやったっちゃうとかね、問題が出た時に困るでしょ。

〇〇番 とりあえずそこをちゃんとして、言われたと言えればいいじゃない。

会 長 そこは確認してから、ちょっと今回は通せませんということだけはとりあえず。1番につきましては、保留ということにいたします。
他にございませんか。

〇〇番 1番の〇〇さんとの関係は別に問題ない、全然関係ない。〇〇の問題だから。

会 長 〇〇がちゃんとしているという確認のための保留。所有権移転に関しては許可は下ろせますけども、整備用地としての購入であるということで、重機を洗うということで、油が河川に流れないかという問題があって、流す所のフィルターを何重にしてあるとか、そういう確認をしてから許可を出したいと思いません。

1番の案件に関しては、皆さん、よろしいでしょうか。
他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑等もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
 第5条1番の件に関しましては、5条の申請としては許可をしてもいいのですが、付帯事情がありまして、保留ということにいたします。事務局は、これを確認しましたら、来月出てくると思いますので、許可したいと思っております。それでいいですかね。異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。1番は、一応、保留といたします。

————— 《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
 議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料は別冊です。
 1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第11号利用権設定計画(案)」を記載しています。
 2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
 全体の合計といたしましては、田、新規5件、5筆、11,855平米。
 再設定10件、16筆、27,552平米となっております。
 3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
 また、利用権の解除については10ページに記載しておりますのでご確認ください。
 以上、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見もないようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

今回までは、中間管理機構が入ってませんが、4月から、中間管理機構が中に入ることになりますので、この内容が、ちょっと書き方が変わります。

2月の14日が締め切りでございますので、それまでに出してもらったら、3月にかかりますので、中間管理機構が入るのは4月からでございますので、その間に利用権設定を変えるとか、その間に変えたら、手数料がかからないということでございますので、それを変えるか、再設定をし直すか、あとは物納でやるか、使用貸借にするかどうか、そういうふうな方法しか、1%の手数を払いたくない方とかは、そのようにしないとイケないとなっております。

この中間管理機構が中に入るってことは、もう国で決まってることでございまして、この1%の手数料というのは、よその県は取らない所もありますし、秋田県とか佐賀県は、取り組むことで、職員さんたちの職員を増やしたり、そういうのに、中間管理機構はちょっとお金がないというような、そういう形だと思いますので、皆さん、それはもう決まったことでございますので、そのように説明してください。

この間、入っていたと思いますけども、〇〇からのこれが入ったと思いますけども、中間管理機構、中間管理事業の賃料等の取り扱いについて、というのが入っていたと思います。これは、中間管理機構に預けますと、12月10日に通帳の、全部通帳で回しますので、通帳からその人の通帳から、利用権設定されてる人の分を引かれます、小作料を引かれます。勝手に引かれます、12月10日に。この中間管理機構入れると。そしたら、入ってない方の分に関しましては、中間管理機構がちょっと立て替えますので、その米代が入ったときに、その人から中間管理機構が取るという形になりますけども、その間、利息が発生すると、この間の。最適化推進委員さんの話が、うちの〇〇町の〇〇さんと〇〇さんから話があったと思いますけども。その件に関しまして、前は、利息を取ってらしたそうですけれども、日割りで取ってありましたけども、今回は、月で、12月一杯は利息は取らないということで、これに書いてありますので、そういうふうをお願いいたします。それで入ってなくても、入ってなかったら、中間管理機構が立て替えて、そのあとに取られますってということで、その間の利息は発生しません。今までは、1日1日の利息が発生してございましたということで、そこら辺がちょっと変わりました。何か質問ございませんか。

〇〇番

前は推進委員と農業委員が確認印を押していた。今度は今、ないですね。こうなったら、確認印を押すようになるかなと。トラブルが出ると思うわけよ。

事務局 一応、農業公社から来た様式については、農業委員と推進員の各サインをする欄がついてたんですよ。その辺を農業公社に聞いたら、一応、各農業委員会の判断でいいっていうことだったので、一応、今まで通り、うちの方は、それまではサインはもう、もらわないように、一応そのサインの欄は消しましたけど。

〇〇番 いや、そこ、前はあったんですよ。確認をして判を打ちよった。今度の場合は、ただ事務局が受け付けるだけで、本人が持って行って事務局が受け付けます。今度、総会にかけます。それで、俺らは知らんやった、という人が出てこんとも限らんわけよ。お金が絡むわけで。

会 長 今もここに出てきてから私たちは知るようなことで、今もちょっといろいろですね、今もそうですよ。これに出てきてからあの人切り替えをしんさったねっていうことが、今の農業委員さんたちには、これを見てからしか分かってないと思いますね。誰も相談に来たりしませんので、今は。

〇〇番 いやそれでは、締め切り前に、どこにおるねって携帯かけられて、これちょっと待ってて。いや、おいどんに電話のかかってくると、前が。確認印を押しってもらうために。そこまで農業委員がまたしないといけないのかなと確認。今は良いけど、中間管理機構にかかった場合に、どがんあかなど。説明資料だけ、項目ありましたよっていう。ぴしゃと決めとかなないと、後々困るから。

会 長 とりあえず、中間管理機構は中に入りますけども、受付は今まで通り農業委員会の方でございます。中をする方が、本当は中間管理機構から、各市町の農業委員会に、1人でも2人でも来て、作業をせんばいかんとですけど。今、人がいないからということで、この農業委員会の事務局に投げかけてあるんですよ。だからそこら辺が、まだです。

そういうところがありますので、今までと何ら変わったことは、ちょっとないといえませんが。〇〇委員がおっしゃる通り、問題が出るとなったら、そこら辺もちょっと皆さんで検討してもらわないかと思うので。

今、私がずっと回って、最初にその切替の時は、その印鑑を押してましたけど。

〇〇番 いや、そこは事務局の考えで、そういうふうにしますよと言われてたら、それはそれでいい。全然せんばいかんって。だからトラブルったとき、どうするか。

会 長 多分来られた時に、そういう説明は、事務局からしてもらおうのはしてもらえるとと思うんですよ。別に農業委員が言わんでも、そういうふうに決まりましたということは、そういう説明はですね、一応されますよね。

事務局 更新通知にも今、同封をその手数料のことは、チラシと一緒に同封をしますし、窓口の方にもその手数料のことは、チラシを置いて、なるべく説明を、現金の人については、説明をするようにはしております。

会長 ということでございますので、皆さんどうでしょうか。サインをもらう方が良いという方。

〇〇番 それじゃあ、良いけど。合併前、農地銀行というのがあったとですよ。中間管理機構に売りますよ、預けられるわけですよ。農業委員が推進をしないといけない。そこまでしないでいいなら、中間管理機構責任持つかっていうこと。

会長 前は、農業委員さんにも相談にも来られたこともありましたけど、この頃は本人同士で契約されたりすることが多くなりまして、利用権設定に関しては、あんまり農業委員が、私はですね、〇〇さんは分かりませんが、個人的には、これで作り手を探してくれっていうふうなことは、今のところちょっとあってません。今からこういうふうな状況ですので、あるかもしれませんが、そういうときは中間管理機構が中に入りますので、ということで、今まで同様でいきたいと思いますが、大丈夫ですか。

(はいという声あり)

会長 今まで通りということでお願いいたします。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について4件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について御説明いたします。資料には、議案書6ページです。議案第5号 武雄市非農地証明願。

申請番号1番、土地は〇〇町の畑1筆。平成2年に家を新築した際に出た残土を処分地として畑に盛り、亡夫も自身も農業の経験がなく、ずっと放置しており、原野化しているということで、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和61年に相続した頃から体力的に維持・管理することが困難で、耕作放棄地となったまま現在に至り、原野化している、ということで、自然的荒廃土地であり、かつ耕作できなくなっ

てから10年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和48年頃に杉を植林し、現在は山林となっている、ということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号4番、土地は〇〇町の畑1筆。10年以上耕作しておらず、原野の状態となっている、ということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 1番と2番も両方とも見に行きましたけど、特別、問題ありませんでした。2番の方は、特に、何年も放棄してありまして、雑木がおえて山林化していました。

1番の方は、〇〇線の道べたで、これもまだ相当前から埋め立てて駐車場に使われておりました。今更、どうこうはできないと思いました。以上です。

会 長 他にございませんか。

3番に関しましては、もう杉を植林してあると書いてありますけども、山林、現況は山林ですが、畑ですので、これを登記してもらったらいということですね。

〇〇番 1番、今ちょっと話はちょっと横で聞いたら、なんか駐車場になっているという話ですけど、そうなったら、この現況の地目は原野じゃなくて、雑種地になるのかな。その辺はどうなのか。原野ではおかしいのではないのか。駐車場に使っていないのであれば、別だけど。駐車場に使うのであれば、やっぱり宅地に近い、税法上はそうなると思うけど。少なくとも、地目は現況は原野じゃなくて、雑種地にならないといけないんじゃないかな。

会 長 ちょっと見てないから分からないんですけども。山林と原野の違いですね。

〇〇番 いいや、原野とか山林じゃなく。駐車場で使っているってことは、雑種地になるんじゃないか。

会 長 どのくらいが駐車場に使われてる。全体的に。

〇〇番 その家の人が使っているわけじゃなくて。そこに集会所があるんですよ。集会所の寄り合いのあった時に使われている。

〇〇番 原野のようになってなくて、止められるようになっている。少なくともこれは雑種地じゃないのか。これは市が認定したら良い、雑種地にしても良いのでは。

事務局 その辺は、地目は法務局の判断になりますし、税法上の税については、税務課が現況を見て、原野で課税するか、雑種地で課税するかっていうことになる。こういう情報もうちの方から税務課の方にやっているの、それで税務課の方が判断されると思います。

〇〇番 もう1点、第4番の10年以上耕作しておらず原野となっているが、普通、20年以上になるのかなと思って、10年でいいんですか。10年以上だったら、20年でもいい。はい、いいです。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市非農地証明4件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号 武雄市非農地証明4件については、原案どおり証明することに決しました。
以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号》 —————

会 長 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、2件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。

番号1番、土地は〇〇町の田1筆、257平米のうち150平米。苗を保管しておくための苗床が必要ということで、苗床をコンクリート敷きで計画されています。転用の時期は、承認後から令和7年5月30日です。

番号2番、土地は〇〇町の田1筆、畑1筆、合計2筆の97平米。トラクターや管理機などを格納するための倉庫が必要ということで、農業用倉庫を計画されています。転用の時期は、令和6年12月13日から令和7年1月31日です。

以上、2件報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員から補足説明があれば、お願いいたします。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 前の委員さん、元の〇〇委員さんですね。コンクリートをするので形状が変わるから、出してもらわないといけない。プール式にするということですよ。それでなかったら、何も出す必要はない。それだったら出さんばねとなった。

会 長 200 平米以内でもありますしね。出さなくてもいいのはいいんですけども、今回この頃、コンクリートにしても農地として見られますので、出さなくてもいい。

〇〇番 税金が上がる。

〇〇番 登記簿は田のままだけど。恐らく、現況を雑種地にして、宅地並みとか。現況見て、現況課税だから、現状がどうかで見るのだから。コンクリートまでしたと、今言うたと思うんですよ、確かそれなりの固定資産税を上げる。

〇〇番 私がききたいのは、2番の問題で、2番は独立基礎するものなのか、底版まで、床までコンクリートするのか、どうなっているのか。農業用倉庫は、軽微な変更でよかったんですよ、200平米までは。車庫とかに転用して、下をコンクリートにしたら、警備な変更にならないわけですよ。白石で昔から玉ねぎを作っていた。小屋を作った、補助も出ていた。これ、どうなっているの。宅地並みって。関係ないでしょ。

〇〇番 一つお尋ね。これを出すことによって、地目を登記簿まで変えるという意味かね。変えないんでしょう。ここに建物を建てる、その許可をするってことでしょ。

会 長 そういうこと。

〇〇番 分かりました。

会 長 登記簿までは変えなくていいんですよ。
これは報告事項なので、色々話が出て、皆さん、よく分かれたかなと思っております。では、これはこの程度に留めておきます。

《報告第2号 非農地判断》

会 長 次に報告第2号 非農地判断について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは別冊になりますけど、非農地判断の調査結果一覧表というのをお渡ししているかというふうに思います。

今回は朝日町の大字甘久の部分になります。

この分につきましては、結果的には83件。9月20日から30日まで回っていただきまして、池田委員と有森委員の方に回ってもらって、83件を法務局に提出するようにしております。この分につきましては、大字甘久を全件調査いたしまして、105件を抽出しました。その結果、97件を非農地として判断してもらいました。調査につきましては、以前言いましたように、地目が宅地、現況が宅地に隣接するものにつきましては除いております。山化した田畑の分を対象にしております。航空写真の方から、山や原野と判断できるものについては、航空写真の方で判断いたしまして、現地が確認必要なものを回っていただいたということになっております。農振地のところもありますが、今回は農振地域の方の対象はなかったです。あと農林課関係の中山間や多面的、ワイヤーですね、この関連についても、該当なしということで確認済みでございます。非農地確認の通知につきましては、97筆61人の方に、11月の末に発送しまして、異議ないかの確認を行いました。郵送で届かなかったものが11件、それとやっぱり農地としてしたいということで、言われたものが3件ということがありまして、83件になっております。

法務局の方には、1月14日に橘町の分の46件を第1便で出しております。それが登記完了次第、随時ですね、行っていきたいというふうに思っているところです。

今後なんですけど、現在、武雄町の方で富岡、永島につきましても、調査を現地調査の方をしていただきまして、完了しているところです。今度は所有者の方に非農地通知の通知を行いまして、確認を行う予定です。

そして、大字中野の500件も1月末までに終わっていただいたということで、もう持っていただきましてありがとうございました。とても予定より早く、大体3月一杯ぐらいまでにしてもらえればというふうに思ってたんですけど、急いでしていただきましてありがとうございました。この件につきましても、詰めていって、確認の方もっていきたいというふうに思います。

あと、大字武雄の方が残っておりますので、そちらの方を、武雄町の委員の方によろしくお願ひしたいと思ひます。約600件ほどありますけど、今年末、12月末までに、調査の方お願ひしたいというふうに思っております。以上です。

〇〇番 農地のままにしておいたら、農地のままにして欲しいという要望があったら、例えば農業委員会がちゃんと管理はしてください、って言っているのか。

事務局 はい。その3件とも、今こっちにいらっしゃらない方で、あと2年ほどぐらいには帰ってくると。

〇〇番 シルバーとか使って払って下さいとか。

事務局 その部分は、農地として、復活するならば管理をしないといけないので、きちっと管理してくださいね、ということで、こっちにいらっしゃらないなら、頼んでくださいということで、その分は伝えております。そのため調査ですのでね。そこはもう伝えて、やっぱり作りたいって言われる。もう周りが荒れたところで。作りたいと言われるんです。こちらもいやとは言えない。

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第2号の質疑をとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和7年2月の農業委員会総会を終わります。